遊技機の型式の検定の告示 .....

十月例月出納検査の結果 .......

監査委員公表

争議行為の予告 ..... 特定非営利活動法人の定款変更認証申請

公安委員会告示

生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止

生活保護法の規定による医療機関の指定

(市町行財政室)

(医療対策室)

る間の土地の地先。この一点では、「一点では、「一点では、「一点では、「一点では、」という。「一点では、」」という。

平方メートルニ、八四五・八一

野浦三原市鷺浦町向田

積

下

欄

新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更

示

目

次

道路の供用開始 ..... 道路の区域変更 ...... 指定自立支援医療機関の指定 ......

告



期

定

第

ら届出があった。

平成十八年十一月九日

広島県知事

藤

田

雄

Щ

欄 面

号

85

島 県

示

公有水面

発行者 広 広 島 県 総 務 部 総務管理局文書法制室 2,700円

購読料 月 額

十条第一項の規定によって当該土地を同表下欄に掲げる字の区域に編入する旨、三原市長か の埋立てによって次の表の上欄に掲げる土地が三原市の区域内に生じた旨及び同法第二百六 広島県告示第九百三十九号 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項の規定によって、

位

上

(道路河川管理室) ......

) .....I

(障害者支援室) .......

(社会援護室) ......

"

) .....

広島県告示第九百四十号

の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急病院として認定した。 次の病院の開設者から、 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条

広島県知事

藤

田

雄

Щ

平成十八年十一月九日

(文化・県民協働室)

(労働福祉室)

:

四 三

寺岡整形外科病院	河村病院医療法人財団愛人会	名称
福山市南本庄	<b>外冈</b> 由中部57	所
南本庄三丁目一番五	大手町一丁目四	在
号	番一一号	地
平成二一年一一月八日	平成二一年一一月八日	効力を有する期限
更新	更新	備考
月八日	一月八日 —	する期限 備

五

兀

広島県告示第九百四十一号

療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定によって、 同法による医

平成十八年十一月九日

広島県知事 藤 田 雄

Щ

_					
<del>-</del>	名称	所在地	指定年月日		
3 1 <del>5</del>	焼山中央内科クリニック	呉市焼山中央二丁目五 七	平成一八年一〇月 一日	名	所在
2 8	医療法人社団 公仁会 斎	ī		松田病院	呉市中通二 四 一一
<b>界 6</b>		呉市豊浜町斎島一六〇五	平成一八年 八月 九日	温養院付属診療所	呉市焼山中央六丁目六 一
	松田医院	呉市中通二 四 一一	平成一八年一〇月 一日	尭山中央内斗クノニック	呉市焼山中央二丁目五 七
	いしねファミリークリニッ		_	り し う う う う う っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ っ	ル リフレーF
		三原市本組町本網匹六八〇 一	平成一八年一〇月 一日	友安医院	東広島市西条御条町一
	友安医院	東広島市高屋町高屋堀八四三 二	平成一八年一〇月 一日	宗盛医院	安芸郡熊野町六二四八
	おの内科クリニック	東広島市安芸津町風早一一一八 一四	平成一八年一〇月 一日	澤病院	江田島市大柿町小古江六京
	宮島クリニック	廿日市市宮島町一一八五 一	平成一八年一〇月 一日	恵愛クリニック	山県郡北広島町阿坂二二九
	澤医院	江田島市大柿町小古江六六八 二	平成一八年 九月 一日	佐野歯科医院	府中市中須町一五 四
钥)	宗盛医院	安芸郡熊野町萩原六二四八 一	平成一八年 九月二二日	橋田歯科医院	廿日市市新宮一 一〇 四
(疋	荒田歯科クリニック	大竹市西栄一 八 一九	平成一八年一〇月 一日	クボ歯科クリニック	安芸郡坂町坂西一丁目二
翋	さの歯科医院	府中市中須町一五 五	平成一八年 八月二二日	薬局・レイ	三原市城町三丁目八 二三
<del>是</del>	橋田歯科医院	廿日市市新宮一 二 二六	平成一八年 八月 二日	ハーブ薬局	豊田郡大崎上島町中野一八
<b>5</b> .	桜尾歯科医院	廿日市市桜尾三丁目一 一五	平成一八年一〇月 一日	アカシア薬局 東城店	庄原市東城町川東一四七
ഥ B	か かん	安芸郡坂町坂西一丁目二三 八	平成一八年一〇月 一日	広島県告示第九百四十三号	
	くまの歯科クリニック	安芸郡熊野町平谷八五一	平成一八年 九月二二日		支援法 (平成十七年法律第百二十三号
	薬局・レイ	三原市城町三丁目五 六	平成一八年 九月一九日	定自立支援医療機関として、	、次のものを指定した。
	あやめ薬局 沖見店	府中市上下町上下二〇九七	平成一八年一〇月 一日	平成十八年十一月九日	
	みらさか薬局	三次市三良坂町三良坂字高木二六三四 五	平成一八年一〇月 一日		
	風早薬局	東広島市安芸津町風早一一一八 二	平成一八年一〇月 一日	病院又は診療所	-
日)	<b>訪問看護ステーションビジ</b>	呉市中央六丁目一〇 一九	平成一八年 九月 一日	名称所在	地 医療の種類 スーラー 女 援 標
(木曜	ション三原赤十字訪問看護ステー	三原市東町二丁目七 一	平成一八年 九月 一日		<del>,</del>
					_

広島県告示第九百四十二号

平成十八年十一月九日

療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定によって、次の指定医

広島県知事
藤
田
雄

Щ

障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第五十四条第二項の規定によって、

指

科ク ラ	医シ害広療ショ	名
科 クラーク矯正歯	療センターヨンセンターまリハビリテー島県立身体障	称
事ビルーF目二三原市港町一丁	田口二九五 三東広島市西条町	所 在 地
育成・更生医療	育成・更生医療	医療の種類
歯科矯正	整形外科	診し標 療て ぼ 科い 名るう
高田賢二	黒瀬靖郎	歯科医師の氏名皆定自立支援医師とは
一平 一成 月一八 日	一平 一一 月 一八 日 年	指定年月日

	広島県知事	藤	田	雄	<u>Щ</u>
名称	所在地	廃	止 年	月	日
位田病院	呉市中通二 四 一一	平成一	八 年	九月三〇日	日 日
<u> </u>	呉市焼山中央六丁目六 一三	平成一	八年	六月三〇日	日 日
焼山中央内科クリニック	ル リフレーF 岩市焼山中央二丁目五 七クリニックモー	平成一	八 年	九月三〇日	D 目
及安医院	東広島市西条御条町一 二五	平成一	八年	九月三〇日	D 日
<b>示盛医院</b>	安芸郡熊野町六二四八 一	平成一	八年	九月一六日	日
<b>倖病院</b>	江田島市大柿町小古江六六八 二	平成一	八年	八月三一日	日
必愛 クリニック	山県郡北広島町阿坂二二九九 二一五	平成一	八 年	九月一五日	台
世野歯科医院	府中市中須町一五四	平成一	八年	八月二	日
何田歯科医院	廿日市市新宮一 一〇 四三	平成一	八年	七月三一日	日
ソボ歯科クリニック	安芸郡坂町坂西一丁目二三 八	平成一	八年	九月三〇日	日 日
業局・レイ アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	三原市城町三丁目八 二三	平成一	八年	九月二八	八日
ハーブ薬局	豊田郡大崎上島町中野一八六八 四	平成一	八年	八月一六日	日日
アカシア薬局 東城店	庄原市東城町川東一四七   三	平成一	八年	七月三一日	_ 日

キヨシ堂薬局

廿日市市宮内八五九

兀

みらさか薬局

いずみ薬局

八安芸高田市向原町戸島一九二二

育成・更生医療

——月—日 平成一八年

エンゼル薬局志和店

かがみやま薬局

東広島市西条町御園宇

森川薬局支店

大竹ヘルシー 薬局

せとうち薬局

尾道市因島土生町一八四七

日本調剤上下薬局

府中市上下町上下九七〇

八〇 三 一F三次市畠敷町八 育成・更生医療

矯正歯科森本

歯科矯正 森 本 徳 明 一 一 月 一 日 千 氏 一 八 年

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称 所 在 地 の 種 類 指定年月日	一平 一成 月一八 日年	育成・更生医療	0	大竹市油見一丁目九 一〇	大竹市:		サン薬局
	指定年月日	立 支 種援 医	地	在	所	称	名

あやめ薬局沖見店 いなほ薬局 オー ツカ薬局 四 五三次市三良坂字高木二六三 府中市上下町上下二〇九七 尾道市古浜町一四七七 呉市本通三丁目二 一六 育成・更生医療 育成・更生医療 育成・更生医療 一一月一日 平成一八年 ——月—日 平成一八年 ——月—日 平成一八年 ——月—日 平成—八年

Ξ 育成・更生医療 育成・更生医療 ——月—日 平成一八年 ——月—日 平成一八年

育成・更生医療

大竹市西栄一丁目一二 一八 育成・更生医療 育成・更生医療 育成・更生医療 一 一 月 一 日 千 日 一 一 月 一 日 千 氏 一 八 年 ——月—日 平成一八年

東広島市志和町志和東一一九五 廿日市市宮島口一丁目一二 二 四  $\overline{\circ}$ 育成・更生医療 育成・更生医療 ——月—日 平成一八年 一平成 月一日 日

広島県告示第九百四十四号

のとおり変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設|定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

局において、平成十八年十一月二十四日までの間、縦覧に供する。

広島県知事

藤

田

雄

Щ

平成十八年十一月九日

道路の種類

一般国道

路線名

Ξ 道路の区域 四八六号

府中市目崎町字新開一一番七地先まで府中市目崎町字川淵一五九番一地先から X 間 の新 別旧 新 旧 Ot 六二 〇 〇 〇 (メートル)敷地の幅員 六10.00 六10.00 ト ル<sub>長</sub> 拡幅 備 考

広島県告示第九百四十五号

を開始する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用

局において、平成十八年十一月二十四日までの間、縦覧に供する。 その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県福山地域事務所建設

平成十八年十一月九日

六号 一般国道四八 線 名 府中市目崎町字新開府中市目崎町字川淵 供 用 を 一番七地先まで五九番一地先から 開 始 す る X 間 九平 日成 供用を開始する日 八年一一月

広島県知事

藤

田

雄

Щ

路

公

告

特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定によって、次の特

# 平成十八年十一月九日

### 広島県知事 藤 田 雄

ち動特	動特
)の木 法人もちも ちも	法人の名称に定非営利活
竹中	の代 氏表 名者
番三五号町五号町五市	所の所在地 主たる事務
この法人は、高齢者及び この法人は、高齢者、その他手助 が健性の じょる いき が で の人々 に 根ざした介護サービス に を 選供し、すべての人々 に 書らせる ルタック と 福祉の 単立 と で も で が して が して が で が して が で が に と で る で と で で し と で で し と で が し と で が し と で が し と で が し で が に 暮らせる 人々 に 対 と で も で と で が し と で が し か に 暮らせる が と が と が と が と が と が と が と が と が と が	定款に記載された目的
更る利・類利・更・ 事活特の活特 更・ 事活特変動定 業動定更 のに非 のに非 変係営 種営 変	の 京 款変更
日 一平成一月二八年	た年 月日

う旨の通知があったので、次のとおり公告する。 十八年十月三十日付けで広島県医療労働組合連合会執行委員長亀井惠美子から争議行為を行 労働関係調整法 (昭和二十一年法律第二十五号) 第三十七条第一項の規定によって、平成

平成十八年十一月九日

広島県知事 藤 田 雄

Щ

# 争議行為の目的

争議行為の日時 賃金その他の労働条件の改善

## Ξ 争議を行う場所

平成十八年十一月十日午前零時から本件の要求解決に至るまでの期間

生活協同組合広島共立病院、同在宅介護支援センター 共立、同もみじ訪問看護ステーショ 生協ヘルパーステーション、同広島さえき病院及び広島中央保健生活協同組合、広島医療 問看護ステーション草津かもめ、同訪問看護ステーションコープ五日市、同広島中央保健 括支援センター、同訪問看護ステーション基町、同訪問看護ステーションコスモス、同訪 所、同福島生協内科クリニック、同生協歯科ひろしま、同居宅介護支援事業所、同地域包 合及び広島医療生活協同組合の組合員が従事する全職場 療生活協同組合において、広島県医療労働組合連合会に加盟する広島中央保健生活協同組 ブ共立歯科、 ション、同沼田診療所、同すずらん訪問看護ステーション、同あすなろ生協診療所、同コー ン、同ヘルパーステーション虹、同協同診療所、同津田診療所、同たんぽぽ訪問看護ステー 広島中央保健生活協同組合総合病院福島生協病院、同草津診療所、同コー プ五日市診療 同えのかわ訪問看護ステーション、同デイサービスセンター津田及び広島医

## Ш 兀 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為を行う。

# 広島県公安委員会告示第94号

則第4号。以下「規則」という。)第6条に定める技術上の規格に適合していると認めるの 次の遊技機は, 規則第9条第1項の規定により告示する 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和60年国家公安委員会規

平成18年11月9日

広島県公安委員会

6P1000	6P0970	6P1028	6P1035	極 全記	
回	o h	o h	告示の日 (平成18年 11月 9 日) から3年間	検定の有効 期間	
日 上	回上	o F	ぱちんこ遊 技機	遊技機の 種類	
CRGメ ン'75K H2	CRGメン'75KS	CRA開け!チプリップ	CRNF 7IBA R	型式名	
a t	回上	株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 (愛知県名古屋市中村区 鴨付町一丁目22番地)	株式会社サンセイアールアンドディ アンドディ 代表取締役 梅村 義孝 (愛知県名古屋市中区丸 の内二丁目11番13号)	申請者名(住所)	<b>委員長</b> 髙
在回	左同	<b>拉</b>	在回	製造業	渔
				者名	믜
				(住所)	松

平成十八年十一月九日平成十八年十月二十五日に実施した例月出納検査の結果を次のとおり公表する。

同同同

広島県監査委員

近高田坪

光橋辺川

義 直 禮

章則史巳

### 10月例月出納検査の結果

平成18年10月25日執行

### 1 歳計現金, 歳入歳出外現金及び基金に属する現金

平成18年9月30日現在における平成18年度一般会計・各特別会計、歳入歳出外現金及び基金の状況は次のとおりで、現金出納事務は適正に行われ、正確であると認めた。

### (1) 一般会計及び特別会計

(単位:円)

X	分	予	算	額		本		F	1		分			累					計		収力支出	\ 済	頂と
	Л	],	开	台共	収	入	済	額	支	出	済	額	収	λ	済	額	支	出	済	額	文章		<sub>領</sub> こ 計)
一般	会 計	1,005,	292,1	155,650	76,0	022	,567	,616	127	,565	5,620	,614	414	,051	,423	,370	387	,215	,829	,778	26,	835,59	93,592
特別	会 計	258,	736,7	784,000	59,0	090	,175	,531	52	,421	,081	,862	107	,914	,975	,421	62	,846	,139	,174	45,	068,8	36,247
合	計	1,264,	028,9	939,650	135,	112	,743	,147	179	,986	3,702	2,476	521	,966	,398	,791	450	,061	,968	,952	71,	904,4	29,839

### (2) 歳入歳出外現金

(単位:円)

前月末保管額	本 月	受 額	本	月	払	額	本	月	末	保	管	額
3,651,819,886		1,356,481,223			1,274,6	660,139				3,7	33,6	340,970

### (3) 基 金

(単位:円)

前月末現在額	本 月	受 額	本 月	払 額	本月末現在額
158,015,237,968		0		0	158,015,237,968

### 2 公営企業会計

平成18年9月30日現在における平成18年度の病院事業会計,工業用水道事業会計,土地造成事業会計及び水道用水供給事業会計の資金収支の状況は次のとおりで,現金出納事務は適正に行われ,正確であると認めた。

(単位:円)

	前月からの	本	分 分	累	計	翌月への繰越額
│ 区 分	繰 越 額 (A)	収入額(B)	支 出 額 (C)	収 入 額	支 出 額	繰 越 額 (A + B - C)
病 院 事業会計	610,922,396	2,788,710,048	2,960,828,918	14,785,741,510	14,488,250,084	438,803,526
工業用水道事業会計	3,369,742,064	337,911,998	492,004,653	1,413,978,234	1,613,941,586	3,215,649,409
土 地 造 成事業会計	13,813,928,919	726,059,664	1,933,315,568	13,877,752,839	5,725,082,121	12,606,673,015
水道用水供給 事業会計	9,196,325,891	1,040,845,716	4,292,311,010	9,780,946,163	11,137,907,408	5,944,860,597
公営企業部計	26,379,996,874	2,104,817,378	6,717,631,231	25,072,677,236	18,476,931,115	21,767,183,021
合 計	26,990,919,270	4,893,527,426	9,678,460,149	39,858,418,746	32,965,181,199	22,205,986,547